

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を
改正する告示

宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成15年宗像市告示第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「第1学年又は第2学年」を「第1学年、第2学年又は第3学年」に改める。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、次の各号に掲げる場合の補助限度額は、当該各号に定める額とする。

(1) 年度途中に入園又は退園した場合 別表第1又は別表第2により算定した額に、保育料の支払月数に3を加えた数を乗じて、15で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た額）

(2) 保護者が私立幼稚園に支払う保育料及び入園料の合計額が補助限度額に満たない場合 当該保育料及び入園料の合計額

第4条第1項中「6月30日までに」を削る。

第6条第1項中「変更承認申請書を市長に提出し、その」を「市長の」に改め、同条第2項中「変更を」を「変更が適当と」に改め、「変更承認通知書により」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表第1小学校の第1学年又は第2学年の兄又は姉を有しない園児の場合の項中「第1学年又は第2学年」を「第1学年、第2学年又は第3学年」に改め、

「

141,900円	185,000円	257,000円
107,600円	162,000円	250,000円
81,700円	143,000円	245,000円
57,500円	127,000円	240,000円

」

を

「

146,200円	190,000円	260,000円
110,800円	165,000円	253,000円
84,200円	146,000円	248,000円
59,200円	129,000円	243,000円

に改める。

別表第1備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄又は姉を有する園児については、該当する兄又は姉の人数に応じて第2子又は第3子以降に適用する。

別表第1備考に次のように加える。

4 この表における「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により計算して得られる市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の計算に当たっては、地方税法附則第5条

の4の規定の適用前の額とする。

別表第2小学校第1学年又は第2学年の兄又は姉を有する園児の場合の項中「第1学年又は第2学年」を「第1学年、第2学年又は第3学年」に改め、

「

157,000円	171,000円
126,000円	144,000円
103,000円	123,000円
81,000円	104,000円

」

を

「

162,000円	176,000円
129,000円	147,000円
106,000円	126,000円
83,000円	106,000円

」

に改める。

別表第2備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄又は姉を有する園児については、第3子以降に

適用する。

別表第2備考に次のように加える。

4 この表における「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により計算して得られる市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の計算に当たっては、地方税法附則第5条の4の規定の適用前の額とする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から適用する。